

No
16

川原町下

67

續調査第一六號（昭和十八年十月）

馬來農村生活ノ實態（中間報告）

南方軍政總監部調査部

0914

D

一 本稿ハ昭和十八年八月ヨリ九月ニ亘リ、ネダリ・スンピラン州ク
アラ・ピラ郡ニ於テ實施セル馬來農村生活實態調査ノ中間報告ナ
リ。本報告ヲ作成スルニハ尙ホ月餘ノ日子ヲ要スベキニ付、ソノ
概要ヲ臚寫ニ付シテ參考ニ資スル次第ナリ。

ニ 右調査ニ參加セルハ石田教授、小田樞教授、原島囑託、山田助教
授、山田助手、大野助手、大村 屬、川合 屬、宇津木 屬ニシテ、本
中間報告ハ主トシテ小田樞教授ノ執筆ニカ、ルモノナリ。

0915

序 説

南方軍軍政總監部調査部ハ昭和十八年度專業計畫ノ一トシテ「南方諸民族ノ最低生活確保ニ關スル具體策ノ研究」ヲトリ上ゲ、之ニ關スル要綱ヲ各軍ニ示達セリ。コ、ニ於テ馬來ニオケル諸民族ノ生活實態ヲ把握スル一ノ手懸リトシテ總監部調査部ハ去ル八月上旬ヨリ九月下旬ニ亘ル約五十日間マライ人農村ノ調査ヲ施行セリ。從ツテ調査ノ目的ハ第一ニマライ農民ノ生活態様、ソノ生活必需品ハ如何ナルモノナリヤ、第二ニマライ農民ノ生産經濟、殊ニ米穀増産ニ如何ニ對處シツ、アリヤ等ヲ調査シ、併セテ第三ニマライ農村ノ風俗習慣等ニ關シ調査スルコト、セリ。

今回調査セル地區ハネグリスンピラン州クアラピラ郡ムキム・アンパンテインギノ中ノ一部落カンボン・カユアラ一、二六戸、四九〇名ナリ。然シ一カンボンノ事實ヲ以テ他ヲ推スニハ若干ノ危険モアリ、仍ツテ餘力ヲ以ツテ、同郡内ムキム・スリ・ムナンテノ一部落カンボン・チンガ一四九戸、七二一名ニ就テモ同様ノ調査ヲ實施スルコト、セリ。

0916

調査方法トシテハ第一ニ部落内全戸數ニツキ一定ノ臺項ヲ質問、
所定ノ調査票ニ記入スル方法、コレハ現地人へ主トシテ自管團長、
小學校教員等ヲ臺項シテ記入セシメ調査部員之ヲ附檢スル方法ヲト
レリ。

第二ニハ右全戸數ノ總一割ニツイテ、吾々ガ直接ニ出向キ更ニ詳
細ナル臺項ヲ採取スルコト、セリ。

第三ニハ、吾々調査員ガ、必ズシモ村民ト限ラズ各方面ノ人々ヲ
訪問シ、社會的、經濟的凡ユル事項ニ關シ質問シテ回答ヲ得ルノ方
法ヲトレリ。

本調査ハ約一ヶ月ヲ以テ完了スル豫定ナリシモ、霧々々都合ニヨ
リ延延シ約五十日ヲ要スルコト、ナレリ。ソノ原因ハ第一カシ
テンガヲ加ヘタルコト、吾々アサニ於テ現地人ノ能率低下セルコト
ヲソノ主因トナス。

而シテ、本報告ハ纂訂ソノ他ノ整理ニ若干ノ日子ヲ要スベケレバ
コ、ニ中間報告トシテ概要ヲ記スル次第ナリ。

0917

クアラピラ郡ハ早クヨリ開發サレタル農村地帯ニシテ、殊ニクアラピラ郡（人口約六千五百）ヲ中心トシテコレヨリ西方ニ延ビタルテラチノ谷、スリ・ムナンテノ谷、ステリンノ谷ハ何レモ無ニ開發シツクサレ、農村トシテハ人口甚ダ稠密ナル地域ナリ。調査ノ對象トセルカンボン、カユアラハ右ノテラチ、スリムナンテノ兩ムキムノ東端ニアリ、テラチ河トスリムナンテ河共ニ幅三、四米ノ合流點ノアタリニ位置シテ、舊ラク數百年前ヨリ水田耕作ヲナセルモノナルベシ。アンバンケインギナル名稱ガ「高キダム」ヲ意味シ、スリ・ムナンテガ「澤ケル湖原」ヲ象徴スルニ見テ察スルコトヲ得ベシ。

舊住民ノ先タルメテンカパウ族ガスマトラヨリコノ地ニ居住ラザルニハ十五世紀ノ初メトイハレ、彼等ハ即ニコ、ニ先住セルサカイ族ト稱シ、或ハ彼等ヲ山圍ニ驅逐シテ、右ノ如キ河畔ニ留テトガ主トシテ利用サレ、前者ヲ通ジテハレンパウ地域ニ、後者ヲ通ジテハクアラピラ、ジヨホールニ達シタルナリ。而シテ彼等ノ開拓

セルハ故郷スマトラ西海岸岸ト相違セル小河ノホトリニシテ、コレハ
マニラ等ノ危路モ少ク開拓ニ便ナリシナルベシ。

カク、如ク谷間ヲ中心トシテ開發サレタルコトハ、此等ノ鄉村ニ
聚落形態トシテ一ツ村落ヲ附與セリ。即チ河川ニ近キ山沿ヒノ帯狀
ノ箇所ニ家屋ガ並ビ、河川ニ沿フ平地ヲ水田トテシ、家ノ屋敷ハ
竊トシテ昇樹、野祭ノ兼埜ニ用ヒ、ソレヨリ丘際ニカ、ル形ヲ
ゴム園トシ、更ニ山頂附近ハジヤングルトナルナリ。カ、ル形ヲハ
クアラピラノミナラズ、ネグリスンピラン州全体ニモ見ラレ、ソ
ノ他ノ州ニモ古キカンボンニ屬スル發見セラル、トコロナリ。

一 母系制度

コノ地域ヲ理解スルニハ、特有ノ母系制度ニ付フアダツトニツキ
先ヅ詳説スルヲ要ス。但シコレニ關シテハ別ニ後藤友治氏ノ「ネグ
リスンピラン州ニオケル母系部族社會トアダツトニ關テ」ナル報告
書アルガ故ニ、茲ニハ簡單ニソノ要點ト、批評トヲ記スニ望ム。
母系制度ハネ州居住民ノ多クガスマトラノメナンカバウヨリ流行
セル風習ニシテ、現在モ尙ホコノ制度ヲ維持シツ、アリ。母系制度

ノ重懸ハ、世統ガ女系ヲ以ツテ繼續サレ、世襲財産ガ女系ニヨリテ
 ノミ相續サル、男ニアリ。即シテコノアダツトハスク (Suka) 部族
 又ハ由彦(一)ヲ初母トシテ繼續サレツ、アリ。
 スクハ一ノ母系ヨリ出ヅル部族ノ宗譜ニシテ、現在木川二十一、
 スクアリ。從ツテオシ母方ノ系統ヲ選リテ祖先ニ與レバ、一ノ母ニ
 歸スルナルベク、從ツテオシ母方メナンカパウ族ハ遊ニ十二人ノ母ニ歸
 スルハヅナリ。即シテ同一スクハ内部ニハ結婚ヲ許サズ、故ニ夫妻
 必ズ別ノスクニ歸スルナリ。即モスクハ母系ノ血統ニヨルガ故ニ非
 婦ニヨリ夫ハ血ヲ傳ニスルト雖モ決シテ妻ノスクノ一員トナルニ非
 ズ、夫ハ常ニ永久ニ自ラヲ産メル母方ノスクニ屬シタダ妻ノ胎ヲ出
 テタル子女ガ血ヲスクニ入ルルミナリ。故ニ先祖ハ母系ヲ通ジテ
 ノミ傳リ得ベク、父系ヲ通ジテハ傳カニ一、二代ヲ傳リ得ルニ過ギ
 ズ。コノスクハオハ地城ノ中ノ成員ヨリ一人ノルンバガ (Lembaga)
 一ヲ選出ス。ルンバガソノ部族ノ長トモインベキモノニシテ、
 ソノ部族ノアダツトヲ監督スル者ナレド、前迹ノ如ク自己ノ妻子ハ
 別ノスクニ屬スルガ故ニソノ監督下ニハナク、自ラノ子女モ亦妻ノ

スクアレバ世襲ナル能ハザルナリ。ルンバガノ上ニ、ウندگان (U-
dang) 若ハブングル・ルアク (Pongriju Luak) ナルモノアリテ更ニ
廣汎ナル地域ノ全スクヲ監護シ、更ニソノ上ニヤムトアン (Yambu-
an) 正式ニハ Yang Ji-Pertuan Besar) アリテ、ネ州全体ノアダツトヲ監
護ス。

母系制度ニ於テハ前述ノ如ク、結婚ニヨリ新郎ガ新婦ノ家ニ入ル。
但シコノ外ハ他ノマライ諸州ニモ見ラル、所ニシテ、ケランタン州
ニモ「女ノ家ニ男ガ嫁スノガ普通」(馬來民情第一頁二頁) ニシ
テ、我が「若後面倒ヲ見テ貰フ」ハ他家ニ嫁イダ男ノ子テナク女
「テアル」(同二二頁) トノコトナリ。マラツカニテ實際セル所亦同
ジ。従ヒテマライ諸州モ亦皆母系制度ナリシヲ、同教ノ普及ト共ニ
父系制度ニ移行セルモノナリト觀察シテ可ナルベシ。

財産ノ継承ハ他州ト異ル。即チ他ノマライ諸州ニテハモハメダン
ロウニヨリ男兒二、女兒一ノ比率ヲ以テ分割サルルニ對シ、ネ州ニテ
ハ女兒ニノミ均分スル原則ナリ。(但シスレンバン諸國ハモハメダ
ンロウニヨル) コノ原則ハ財産ノ繼承ニヨリテ多少異ルモ、世襲財

産（主トシテ宅地ト水田）ノ相續ニオイテハ全クコノ原則ニヨリ、
 男子ニヨツテ相續サル、コトナシ。故ニ水田ノ所有者別々割テハ
 極メテ簡單ニシテ、祖母ノ所有地ガ母並ニソノ姉妹ニ分割サレ、母
 並母ノ所有地ガ娘並ト從姉妹達ニ分割サル、ノミニシテ、夫ガ持分
 セル水田ナク、唯分割サル、ノミニテ併合サレルコトナキ故、他州
 ニ見ルヨリ頗ル簡單明瞭ナリ。稀ニ土地ノ賣買アルモ、ソレハ先ツ
 必ズ嫁女、母方ノ叔母等近親者ニ賣ルコトヲルンバカヨリ要請サル
 ルヲ以ツテ、同一ノ母系以外ニ賣却セラル、コトモ少シ。
 男子モ時ニ嫁ヨリ譲ラレタル又ハ自己ノ働キテ得タル若干ノ不
 産（ゴム園等）財産等ヲ持チテ婿入りスルコトアリ。サレド多ク
 ハ無財産ニテ結婚シ、妻ノ所有セル田畑ヲ耕スコト、ナル。コノ夫
 婦ニ若シ女兒ガ生レ、バ妻ノ財産ヲソノ娘ニ相續サセ得ルモ、女
 ナケレバ、自己ノ遺産ニ相續セシムルコトヲ得ズ、妻ノ嫁女ヲハ
 母ガ相續スルナリ。夫ハマタ離婚又ハ死別ノ如キ場合ニ生家ニ戻ラ
 ザルヲ得ズ。男子ハ結婚ニヨリ必ズシモ安定セル生活ニ入り得タリ
 ト稱スルヲ得ズ、寧ヒ怠惰ノ生活ヲ送ルトイワル。

0922

マライ全土ヲ遊シテ家ノ分レユク經營ニ一ノ榮華アリ。ソハ長子ヲ長子ヨリ順次ニ譲リテ（名義上ハ親ガ死スルマデ所持スル者多シ）等ハ結局末子ニ面倒ヲ見テ賣ラ風俗ナリ。ソノ形ニ二アリ。一長其ヲハ長女ヲ結婚セルト、コノ新夫婦ニ母家ヲ譲リテハ他ノ子供ヲツレテ分家スル。カクシテ子供ノ數ダケ家ヲ送り、結局最後ハ未子ト共ニ生活スル。

(二) 長男ナリ長女ナリガ結婚セル際、之ニ家ヲ讓テ、ヤリ順次ニ子共ヲ分家サセ、親ハ最後ニ未子ト共ニ生活スル。

而シテ、子供等ガ結婚シテ、親シキ家ヲ與ヘ得ザル時ハ母ハ一母ニ母家ニ居ラスシテ廊下又ハ賣所等ニ、悔メテハ生活ヲ儉ケルモ、如シ。馬來ニハ一母ニ撤老ノ念薄キガ如シ。

カクノ如ク母系權制度ハ盡トシテ存在シ、ウンダン・ルンバガ等ニヨリ、ソノ進行ガ嚴重ニ監視サレツ、アルモ、後述ノ如ク人口ハ増加シ、水田ハ益々縮分サレテ、女兒ニ均分ニ相続セシムルコトハ益ク共乏ニ陥ルヲ以テカ、ル原則、價値ガ最近増大セラレ、ニ至レリ。但シ女系權ノモノハ幼々改マラズ均分權ニツイテ動搖ヲ示スノミ。

三行 政

宗教ト慣習ニ干渉セザル植民地統治方針ニ惹ツキ舊英時代ニモ、
現在ノ日本軍政下ニモ、一般行政ノ他ニ宗教行政ヲ見。加フルニネ
グリスンピラン州ニ於ケルマライ人ニ就イテハ、特異ナル母系制度
ニ惹ツク慣習上ノ諸問題多キタメ、別ニアダツトニヨル行政ヲ指摘
シ得。

一般行政ハ、州長官ヨリ郡長ニ、郡長ヨリ各ムキムノブングルニ
至ル系統ニシテ、ブングルハ時ニ村長ト譯サレアルモ、現ニクアラ
ピラ郡等ニ見ルブングルハ、村長トハ柳カ桑ナリ郡役所ヨリ村ニ派
セラレタル官吏ノ如キ色彩強シ。郡役所ト村民トノ間ノ連絡ガ主ナ
ル任務ナリ。サレド極メテ簡單ナル裁判ハ自ラ之ヲ施行シ、村内ノ
事情ニ通ズ。

宗教行政ハサルタンノ司ルモノニシテ、ネ州ニ於テハヤムトアン
之ヲ司ル。ヤムトアンノ下ニカテイ (Kapai) アリ、カテイハヤムト
アンノ任命ニヨル宗教官吏ニシテ、宗教上萬般ノ事務ニ任ジ、宗教
上ノ過失ニ惹ツク裁判ヲ行フ。但シネ州ニテハ結婚、離婚ノ登録ガ

0924

事實上最も重要ナル任務ニシテ之ニ關スル裁判多シ。カテイノ下ニモスク毎ニイマム (Imam) アリ、宗教儀禮ヲ司ル。

アダット行政ハ母系制度ニ基ツク慣習ニ關スル行政ニシテ、ネ州特有ノモノナリ。

アダット行政ニ關シテハ、地方ニヨリ多少ノ相異アルモ、最高ノ權威ハウンダン (Hun Dan) ニアリ。彼ハ土侯國ノ長ニシテ、ネ州ニ四ウンダンアリ。ソノ上ニイムトアンアルモ、彼ハ、四ウンダン間ニ和平常ナキタム、コレヲ調停スル目的ヲ以テ一七七三年スマトラヨリ迎ヘラレタル王族ナレドモ、唯形式上四ウンダンノ上ニ位スルトイフノミニテ、實際民衆一般ニ對スル行政上ノ實力ニハ乏シキモノトイフベシ。ウンダンノ下ニルンバガアリ、ルンバガノ下ニハイブババ (Hudaba)、ブサール (Bosari) 等アリ。コレ等ウンダン、ルンバガ、イブババ、ブサール等ハ何レモアダットヲ監視スル非公式ノ役人ニシテ、地方ニオクル顔役トモイフベキモノナリ。従時ハ事實上コノ組織ヲ以テスク (血族) ヲ通ジ、國內ヲ統治セルモノナリシモ、舊英政府ハ彼等ヨリ徵稅權ヲ奪ヒ、僅カニア

ダツトニシテスル行政ノミヲ發シ年金ヲ與ヘルコトトシ（但シ年金ハ
ウシタンブシタルニシテ、ハスガノミ）漸次ソノ實力ヲ弱クスルノ方針ヲトレリ
アダツト行政ノ重要業務ハ繼續、相續、世襲、土地買収ニ關スル
諸問題ニシテ、コレ等ハ何レモルンバガ、ウシタン等ニ於テ決定シ
ソノ決定ニ基ツキテ一般行政則チ郡役所ニオイトテ登記ヲ行ヒシモ
ノナリ。

カクノ如キ行政組織ノ下ニ今次戰爭勃發セルモ、戰爭ハ各方面ニ
統制ヲ加ヘル必要アリ、行政業務ハ頗ル多岐多端トナリ、而シテ
行政業務ハ殆ンドスベテガ部長、ブシタルヲ選ズル一般行政業務ナ
レバ、宗敎アダツト等ニヨル行政ハ相當ニ在リテ少クナルガ如キ
形ヲ持ツニ至レリ。殊ニ警察ヲ選シテ自衛隊ノ組織ヲレニ及ンデ
村ノ生活ハ漸ク舊來ノ慣習ヨリ遠隔シテ新タナル形ニ移ラントス
ルモノノ如シ。

自衛隊組織ハ日本軍進駐後直ニ着手ツレタルモノニシテ、現在
ノ組織ハ

總團長（警務部長）

0926

聯合團長 (警察署長)

團長 (ブングル)

分團長 (部落ノ有力者)

班長 (部落ノ有力者)

トナリ、團長ニブングルヲ以テセルハ、舊來ノブングルガ總役所ト
ムキムトノ連絡機關ニ選ギザリシ地位ヨリ、漸ク右實共ニ村長タル
ノ地位ニ昇格スルノ獎勵トモ見ラルルナリ。至シテブングル並ニ自警
團ニハ食糧ヲ初メトシテ各種ノ配給ニ關シ極力兵ハ居ルヲ以テ、
從來ノアダツト行政ニ勝ル人々ヨリモ多大ノ影響ヲ與ヘ、且又一般
民衆モ自警團ノ組織ト業務トニ興味ヲ有スルモノノ如シ。カクテ地
方ノ行政ハスクツ中心トスル形ヨリ、漸次ニ隣保關係ヲ主トスルモ
ノ、固テ血縁的ヨリ地縁的ニ、移行シツツアリト言ヒ得ベシ。

四人人口問題

マライノ舊キ邊村ハ明カニ人口過剩トモ稱スベキ状態ニ達シタリ。

一戸當り耕地面積ツ水田ニツキ觀察スレバ、カユアラ部落ハ一エー
カー半ニ足ラズ、テンガ部落ハ更ニ稍々小ナリ。他ニ畑ヲ持ツコト
マク、ゴム園ガ現状ノ如キ有様ニテハ、コノ水田ガ内地ノ如ク段當
り畝量ヲ増加シ得ザルガ爲リ、彼等ノ生活難ハ必至トイフベシ。一英
反當り畝量ハカユアラニオイテ平年ニニ〇〇トニ〇〇、テンガニオイ
テモ略同様ナリ。

水田ガ一應ノ分割ヲ終リタルハ恐ラク六、七十年以前ノコトナル
ベシ。コノ當時一人ノ女戸主ハ恐ラク七一八英反ヲ所有セシナルベ
ク、コレハ現有セル老農ノ言等ニ徴シテ略々明ラカナリ。コレガ娘
ニ分ケラレ、更ニ孫娘ニ分ケラレテ、現在ツノ孫娘ガ一家ノ主婦ト
シテ活躍シアル時代ナルベシ。水田面積ハソノ後殆ンド増加セズシ
テ、人口ノミ増加セルタメ、一戸當り水田面積ハ著シク微細化シ、
二十年程前ニハ水田ノ用ニテ耕作セシコトアルモ、現在ハ人口ノ過
剩ト水田面積ノ狭小ノタメニ耕牛ヲ見ルコト極メテ稀ナル状態ニア
リ。

コノ如ク狭小ナル水田ニ依存シテ生活シ得タリシ所以ノモノハ、

悉ラクゴム園ニヨルモノナルベシ。彼等ハ食糧ノ不足ヲゴムニヨル
收入ニテ賙米セリ。然ルニコノゴムガ今ヤ何等金錢收入ノ源泉トナ
ラザルニ至リ、彼等ハ漸ク活字ノ烟ヲ閉塞シ、家畜ヲ増シ、果樹ノ
手入ヲ行ヒ、以テ生活ノ費ヲ得ントスルニ至レリ。然シナガラ勞
働力ハ尙ホ過剩ニシテ、離村スルモノ多キ現狀ナリ。

離村ノ第一ハ農民トシテ他ノ新シキ土地ヘ移住スルナリ。クアラ
ピラ部ニオイテハ未ダ未開ノ原野多クシテ、例ヘバセルチン・ウ
ルー (Soh-Fu-Bu-Lu) ノ新開地ヘ一家移住セル例多ク發見シタリ。
彼等ハ長女ニ世襲水田ヲ與ヘ、自ラハ他ノ全家族ヲ引兵シテ新開地
地ガ三三原ニハ六英尺等ノ土地ヲ得テ移住スルモノニシテ、日本ノ
如ク次男又ハ三男ノミガ移住スルモノニアラス。コノ移住ハ新開地
地ガ有望ナル限り、カナリ簡單ニ實施スルモノノ如シ。
離村ノ第二ニハ、ボルネオ東ノ他ニ勞働者トシテ田ノモノニシテ
青年男子ニ多シ。コノ數ハ決シテ少ナカラズ。コノ數ハ決シテハ
次ノ如シ。來住ニ比シ如何ニ多キカヲ見ルベシ。

ボルネオ

カニアラ

テンガ

泰

一

一〇

未開地へ移住

一

一〇

結婚

六

二

離婚

七

二

其ノ他

二三

二四

計

四三(二〇)

四九(一八)

註 其ノ他 ハ陸軍(兵補)、海軍(昭南)ヲ含ム

(一) 内ハ來住者數

カクシテ戰時下ノ農村ハ、青年ナキ村ニナリソツアルモ、移動ノ
數ハ人口問題ヲ解決スルニハ不充分アリ。シカモ尙ホ彼等ガ時勞
力不足ト嘆クハ益ク困難期、刈入期ニ豫想セルモノニシテ、カカル
繁忙期ヲ除ケバ、勞力尙ホ過剩ナリト言ヒ得ベシ。

カカル實情ハ、水田ヲ女子ニ洵分ニ相續セシムル制度ニ多少ノ動
搖ヲ與ヘツツアリ。少キ水田ヲ耕ヤスノミニテ村ニ残留スルヨリハ

之ヲ全部農民ノ夫ヲモテル節餘ノ一人ニ與ヘテ自分ハ官吏、巡査、
小學校教員ヲ自己ノ夫トシテ迎ヘントスル傾向漸次強クナリツツア
リ。以テ無償ニテ節餘ノ一人ニ耕作セシムルナリ。以前ニハ米ノ價
落付ニシテ、且ハ自家ノ勞働以上耕作スル觀念モ本來少ナケレ
バ、力ヲ雇ヒテ耕作セシムル地主的存在ナシ。従ツテ米價ノ急騰ノ小
作ノ如キモ殆ンド存在セザリキ。然ルニ現在ノ如ク米價急騰セバ、
ヤガテ水田價格モ騰貴シ、小作關係モ複雑ナルベシ。

五 村落經濟ノ推移

村民ノ保持スル財産ハ、ソノ貧富ノ度ニヨリテ異ナルモ、村人ヲ平均的ニ見レバ、大体次ノ如クナルベシ。

家トトテ大ナリ小ナリ殆ド全部自家所有ニシテ偶々村ニ寓居セル
棒給匠活者ノ一部、又ハ支那人以外ニ殆ド借家ナルモノ
ヲ見ズ。

宅地トテ宅地ハカンボント稱セラレ、家屋同様殆ド全部自己ノ宅
地ナリ。狭キハ三分ノ一英反位ナルモ、廣キハ一英反乃
至二英反ニ及ブモノアリ。平均半英反ホドニテ、農民ハ
コノ中ニ少クトモ五・六本ノ椰子、バナナヲ植エ、時ニ
數年ノタビオカラ持テ、稱ニ音請ソノ他野菜ヲ見ル。

コノ外砂糖椰子及水邊ナラバ、サモ椰子ヲ見ルコトオ、
シ
コノ宅地ハ農民ガ永田以外ニ持ツ最大ノ土地ニシテコ、
コ家畜ヲ養フ。水牛ヲ持ツハ農民ノ約二―三割持ツモノ
ハ平均二、三頭ヲ養フ。山羊ハ約半數ノ農家ニテ一頭カ

ラ三頭程アリ、各戸ニハ鶏亦十羽程ヲ飼フ。

水田一英反ニ滿タザル者カナリオハシ。

小作ハ極メテ少シ。殆ド全部ガ自作農トイフベシ。

ゴム園一半數ヲ超ユル農民ハ大ナリ小ナリ、ゴムヲ植エタル土地

ヲ持ツ。少キハ四分ノ一英反ノモノアリ、二、三英反最

モオ、夕見ラレ、二十英反ニ及ブモノハ部落ニ一、二ヲ

數フルニ過ギズ。

畑一馬來人ニシテ畑ヲ持テル者殆ドナシ。支那農夫ハヨク畑

ヲ耕スモ、馬來人ハ割ツテ野菜ヲ購入スル者オ、キ現狀

ナリ。

家具一厨度一言フベキニシ。蚊帳ヲ持テル者ハ約八割、現在

使用ニ堪ヘルモノ少シ。自轉車ハ過半數ガ所有シ、ミン

ンヲ持テルモノ約四分ノ一、蓄音機ヲ持テルモノ約五分ノ

一ヲ數フルハ意外ナリ。金銀等ノ飾具ヲ持ツ者相當ニア

ルヲシク聽ケト、正確ニハ知り得ズ。サレトコレヲ贅澤

品ハ彼等ノ現在ノ生活ト益ク似合ハザルモノニシテ所有

スルコトニ不自然ノ觀アリ。現金所持高ヲ調査シタルモ
 最モホ、キガニ〇〇弗、次イテ二〇・三〇弗位ニテ、益
 然然セスト申告セル者多數ナリキ。彼等ハ必要アレハ當
 ニ、ソノ都度家畜、家畜等ヲ賣リテ所要金ヲ調達スル習
 ナリトイフ。サレド益然所持セストノ報告ハ信願シ難シ
 右ノ如キ財産ノ上ニ、勞働ヲ加ヘテ、彼等ハ收支經濟ヲ營ムモノナ
 レド、之ハ殆ト益ク自給自足ノ經濟ニシテ賣ルモノモ少ク買フモノ
 モ少キナリ。年内ニオケル金繰收支ノ現狀ハ^{除キ大停給生活者(教師、年}
 金者、政廳役人、巡査、農事試験場苦力等)^{ヲ除キ大停給生活者(教師、年}
 アリ。即チ鶏卵、鶏、家鴨、山羊、水牛等ヲ販賣スルモノニシテ、
 他ニ砂糖椰子ヲモソ考ハ椰子糖、若干ハコ、椰子實ヲ賣ル。マタ、
 アンベラ、變物、墨根材料等ヲ存リテ賣ル副收入ノ大ナル家モアリ。
 コレ等ノ收入ニテ、彼等ノ購入スルモノハ、矢張り主トシテ食料
 品ナリ。米ハ平年ナラバ自給シ得ル者多キモ、昨年末ノ收穫ガ洪水
 ト害虫(ピアンガンヲ主トス)ノ爲メ收穫不良ニテ、今年ノ後半ハ
 米ヲ買フ者相當ニアリ、米ヲ買フ者ニトリテハ、米ニ對シ支拂フ金

額ハ頗ル大ナル地位ヲ占ム。ソノ他鹽魚、椰子油、燈油、鹽、砂糖
野菜、烟草等ヲ主トシ、マタ租税ヲ拂フ。農具、衣料品等ハ開戦後
殆ト買ハス。往年ゴムニ對シクイボンノアリシ頃ハ衣料農具等ノ對
買モ見シノズ。現在ハコノ信用賣モ見當ラズ。

農村ノ金錢經濟ヲ見ルトキ、従前ゴムノ占メタル地位ハ頗ル大ナ
ルモノアリ。コレハゴム園ヲ所持スル者ニトリテ大ナル金錢收入源
タリシト同様ニ、コレヲ所持セザリシ者ノ中ニモ、隨時他人ノゴム
園ニタツパー（乘取リ二分スル習慣アリ）トシテ切クコトニヨリ
ハ大園ノ除草、雜役ニ使役セラレルコトニヨリ相當ノ收入ヲ齎ラセ
シモノアリ。一九四〇年ニ五英反半ノゴム園ヲ有スル者ノ收入ハ約
五百弗、毎月四十弗ニ達シタリトイフ。若シタツパートシテ傷クト
キハ一年百五十六弗、毎月十三弗ノ收入ヲ見タリトイフ。然ルニ現
在農村ニ於テゴムヲタツプスル者ナク、之ヲ管理ニ意ヲ用フル者モ
ナク、サレバトテ、之ヲ貸リ割シテ水田、畑トスルモ見當ラズ。
後ツテゴムニ代ルベキ金錢收入源ヲ求ムルノ必要ニ迫ラレアルモ未
ダ發見サレズ。値カニ懸念ノ如ク、家畜等ノ價格騰貴ニヨリ幾分ラ

補ヒ細工物ノ副業ニヨルモ不充分ナリ。サレド他方タピオカ、甘蔗
ソノ他ノ野菜類ノ増産ニ幾分 リト努力シ、金銭支出ノ減少ヲ企圖
シツ、アルハ事實トイフベシ。

カ、ル金銀經濟ニ關シテ注目スベキ現象ハ完全ニ支那人、印度人
ニ聳耳ヲトラル、コトナリ。殆ドスベテノ品ハ支那人、印度人ヲ選
シテ賣ヒ、スベテノ物ハ支那人、印度人ヲ選シテ賣ル。時々馬來人
ノ商人アレドモ、彼等ハ到底支那人ノ敵ニアラズ。吾人ノ觀察セル
ニツノ部蓄ノ階中其ナルタンジミン・イボーニ、ニツノ糖米所アリ
一ツハ馬來人、一ツハ支那人ナルモ、精米料一ガンタンニツキ、馬
來人ハ一錢、支那人ハ五厘ノ精金ヲ以テス。而モ、支那人ハソノ取
得スル糖ヲ三級ニ分類シテ販賣スルガ故ニ、之ヲササル馬來人ヨ
リモ利益ハ大ナリトイフ。凡ソ金銀ヲ販フ上ニオイテ、マライ人ハ
益ク支那人ニ及バサルコトヲ最初ヨリ觀念セルモノ、如シ。

然ルニコ、ニーノ傾向ハ、既述ノ如ク、農村ノ經濟ハ益々自給自
足化シ、統制經濟完スルコトナリ。從ツテ轉賣機械ニヨル攷利ノ
會ハ漸次ニ縮少スル如シ。故ニ若シコノ傾向ヲ以テ進メハ、近キ將
來馬來人モ支那人ト對流シ得ベシト言フモノアリ。

六 食糧供給問題

マライ人ノ食糧ハ、主食ハ片スマデモナク米ニシテ、コレニタビ
ホカ、サゴ、甘蔗等ヲ混ズ。吾人ノ飼養ニハルトコトニヨレバ、後等
ノ状況ニ鑑ハル、主要原料列表ノ如シ。

石ノ甲、調味料ノ參茸、鹽干魚ヲ給ケバ、他ハ殆ソド自給ナリ。
參茸モ、砂糖椰子ヲ貯テ蓄ヘテ給シ、且販賣スル者アラリ。鹽干
魚ハ殆ソド益郡輸入シ、鹽菜モ亦輸入スル者アレド、矢張り島産ノ
中心ハ米ニシテ、コレガ供給シ得ルカ否カハ重大問題ナリ。農村ニ
オイラスラ、自給不可得トスレバ、如何ナル況ニ在リ、マライ全島ノ
自給ハ到底甚ムベカラズ。

米ノ収量高ク、昨年ハ洪水、ピラシガシニヨリ不熟ナリシトハイ
ハ、年中完全ニ自給シ得ル者ハ、ニアラニテハ一五戸中二三戸
カンボン・ランガニテハ一〇九戸中三七戸ハ亦ニ可算人、自給人全
體ノ元之ヲ除ク、米ヲアリトイフモノハ殆ソド自給ナズ。在米月
給ニハ、カニシトイフベシ。自給ナリシ。

	給可能	給不能	給不能	給不能	給不能	給不能	給不能	給不能	給不能
合	二	三	一	六	三	一	六	三	一
計	二	三	一	六	三	一	六	三	一
六月以前ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
七月ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
八月ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
九月ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
十月ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
十一月ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
十二月ヨリ	二	三	一	六	三	一	六	三	一
合計	二	三	一	六	三	一	六	三	一

昨昨年末ノ收獲ハ前並ノ如ク極メテ不熟知ラレバ、平年度ニオイテ
如何ナル状態ナリヤニ疑シ質問スルトニ

カユアラ テンガ

平年度自給可能
平年度自給不能

計

一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一

ノ如キ結果ヲ得タリ。

米收穫増加ノ方策ハ早マデモ少長當リ收穫ノ増加カ、耕作面
積ノ増加ニ期待スル外ナキモ、夜當り收穫ノ増加ニ關シテハ、馬來
ニオケル耕作ハ左ノ缺點多ク。即チ
(一) 農具、肥料ガ少ク、手入ガ悪ク、管理シ忘リ、精選不良ナルタメ深
耕ニ難シク。

- (二) 殆ンド除草セズ、年一回位トゴトナリ。
- (三) 肥料ナシ、人糞ハ不淨物トシテ使用セズ、僅カニ水牛糞ヲ用フル
モ、不充分ナリ。地肥ニツイテハ全然知ラズ。
- (四) 農害、鳥害、鼠害等多キモ、之ガ対策不充分ナリ。

産シ、従前泰、ビルマヨリ各處ナル米穀輸入タルタメ米價ニ
 昂ル然シハ益然ナク、コレガ故長ハ遠ク廻レタルナリ。サレド又
 深耕シ増産スルニトモツテ、活シカレガ裕ノ繼續ト無關係ニ行ハ
 レタルナラバ、身シテ取致スルハ、種々多ク疑問ナリトイフベシ。
 従ツテ、一方ニ農藝試験場等ニヨル科學的研究ヲ進ムルト共ニ、目
 下ハ巨草、巨蟲害ノ除キニ努力スルガ至當ナルベシ。現在軍ヨリ農
 村ニ派遣サレ居ル農藝師等員モ亦、ノ餘ニ添フテ指導シ居レリ。
 第二ノ勝地増加ハ、勝地ニテ未開闢ノモ、重少ニラバ期待スベ
 カラザルモ、現在マテキニハ高ノ如キ地畝少シテ少ナカス。サアラ
 トラ那ニモ廣大ナル地アリ、未開闢ニシテ意圖ニ努力シツツア
 リ。併シナガラ、巨ニシテ巨大ナル開闢ハ、極度トマラリナリ。
 巨産ノ盛ニ少キ地畝ト巨産ナルモ、極度ハ準備ヲ作ルノミ。コ、ニ
 ハ巨産ノ盛ニ切ラサルベク指導スルガ可ナリ。
 マラリヤハ巨産ニ存シテ後進ナクニテ進歩ノ如シ。コレニ
 對シテハ、巨産方面ノ巨産ト巨産トニ進歩ノ下ニ巨産ニ巨産ヲ起ス
 ヲ可トス。

開墾ニ際シテ注意スベキ點尙ホ一アリ。即チ開拓者ハ日本ニ協力スル者ヲ第一トシ、抗日的氣分濃厚ナル者ハ、之ヲ監視シ易キ地點ニテ開墾セシムルヲ要ス。新開墾地ニシテ、ジャングルス近キアタリ、共產抗日分子ノ温床トナル如キ危險皆無トセス。注意スベキ點ナリ。

七 村落生活ノ諸問題

農村生活ヲ見テ感ズルコトハ、彼等ハ勞働ニ甚ダ熱意ヲ依クト共、娛樂ニモ亦熱意ヲ依クトコレナリ。

マライ人ノ民衆娛樂トシテ、ロンゲンハカアリ重要ナル地位ヲ占ムルト思ハルルモ、ソノ動作タルヤ、兩國ヲ屢ニ當テタルマ、音樂ニツレ唯動クノミニシテ、ソコニ何等ノ生氣ヲ感セス。彼等ニ渾身ノ努力ヲ傾注スル如キスポーツモ舞臺モ殆ンド發見サレザルハ遺憾ナリ。

子供等ノ遊戯ニ付テモ、遊戯ラシキモノヲ殆ンド發見シ得ズ。

玩具モ少クコマ、タコ等ヲ見ルト雖モ甚ダ少シ。創造的訓練ヲ施スガ如キ機會益ク乏シクシテ、タ、最近小學校ニ於テ手工ヲ教ヘ織工物ヲ製造セシムルハ一段ノ進歩ナリトイフベシ。

マライ人ノ娛樂ハ、悉ラクマカン・ブサール（筵宴）ニアリト思惟サル。日本ノ農村ニ見ル如キ盆、祭等ヲ缺キ、荷蓐ガーツノ共同体トシテ樂シム協會ハ僅カニコノ筵宴ニアリ、ソノ際相互ニ話スコト、單調ナル音樂ニツレテ踊ルコトニアリ。新聞ヲキ世界デハコレガ唯一ノニュース交換機關トモナルナリ。而モコノ筵宴ハ米ノ不足ソノ他飢饉材料等ノ不足ニヨリ近時風フホトニ行ヒ得ズ。勿論現在デモ虚ニ行ハレツツアルモ、往時ニ比スレバ貧弱ナリトイフ。然シ彼等ハ其ニ六ナル不平ヲ述ブルデモナク、一アバ、ボレ、ボアレ（沒法子）トシテ諦屈セリ。

カ、ル村屬ノ團體生活ニ一ツノ變化ヲ齎ラセルモノハ自警團ナリ從來ノ團體生活ハ、毎週金曜ノ禮拜、前朔ノ筵宴等ニアリシモ、自警團ナル組織ヲ通ジテ地縁ヲ差越トスル團體ヲ教ヘラレ、戰時生活ノ規律ヲ教ヘラレタリ。自警團ハ最近ブングルツ團長トナセルニヨ

リ、完全ニ結合シテ、ソノ末端トシテ役目ヲ果スコト、内地ノ隣組ト同様トナレリ。村民モ宗教生活、アダツト生活等ヨリモ強キ關心ヲ寄セルモノ、如ク、今後ノ村落生活ハ自警團ヲ中心トシテ展開シ之ヲ中心トシテ捉ヘルコトガ可能トナルベシ。

自警團ノ業務ハ單ニ自警トイフ範圍ヲ越エテ物資ノ配給ニマデ及ベルコト既述ノ如クナルモ、更ニ自律的的信條ヲ有スルモノアリ。例ヘバパーク（娛樂場）ニオケル賭博ハ心アルマライ人ヲシテ、結局所持金ヲ支那人ニ吸收サル、以外ニ何物モナシト擯斥セシメツ、アルモ、自警團ノ中ニハソノ申合セトシテ、パークニ出入スベカラズト互ニ戒心シツツアルヲ見ルナリ。併シナガラ自警團ハ未ダ民衆社會生活ノ中心トハナラズ、勿論娛樂ニモアラス。

馬來人ハ古キ娛樂ヲ捨テ、今尙ホ新シキ娛樂ヲ求メ得ザルノ感アリ。古クハ村芝居、舞踊等存在セシナルモ、今ソノ片影モ認めラレズ。言ハバ自警團ハ輸入物ナレバ、コレト併セテ古キ民衆娛樂ノ復興モ必要ナルベシト思考サル。

人口戸数表 (テンガー部落)

自治 村	成人		小 兒	計	戸 数	一戸 平均 人数
	男	女				
58	103	99	145	347	65	5.3
59	73	41	129	243	50	4.9
60	60	27	44	131	34	3.9
計	236	167	318	721	149	4.8

注 自治村 58ハ印度人二戸)ヲ含ム
 " 59ハ印度人四戸)
 " 60ハ全戸支那人ナリ

人口戸数表 (カユアラ部落)

自治 村	成人		小 兒		計	戸 数	一戸 平均 人数
	男	女	男	女			
101	40	43	21	20	124	35	3.5
102	41	49	21	18	129	34	3.8
103	35	37	24	19	115	29	3.9
104	35	42	21	27	122	28	4.4
計	148	171	87	84	490	126	3.9

注 自治村 101ハ支那人四戸 印度人一戸ヲ含ム
 102ハ支那人四戸
 104ハ支那人二戸

農民ノ食物 (下位ノ一別)
カンボク・カユアラ

家族 世帯主(38才)妻(35才)女兒(13才)男兒(5才)

食卓品目	食卓時間	材 料		註
		自家調達材料	購入材料	
◎晝 食 1飯 2コーヒー 3揚ゲタ鹽魚 4タピオカ飲汁	2時30分	 タピオカ。椰子ノ實	米 コーヒーノ實 クンボン (Kombong) トイフ 魚。椰子油	自己ノ水田カラ若干ノ米ガトレルガ現在ハ不足テ配給米ヲモラツテキル 食事材料ハ時ニハクアラビラノ町カラ時ニハ村ノ小サナ店カラ買フ 何レトモ買ツテキルノデハナク便利ナ方カラ買ス 買出ハ通俗世帯主ガ當ツテキル
◎夕 食 1飯 2コーヒー 3揚ゲタ鹽魚 4バナ、汁	9時30分	バ、ナノ未熟ナ果實	米 コーヒーノ實 鹽魚 椰子油 クニ (Kunyut) ノ根 椰子	

0945

島 長 ノ 食 料 (中位ノ一))
カンポン・ガユアラ

家 族 世帯主(45才) 妻(35才) 女児(18才) 孫(3才) 男児(15才) 男児(8才) 女児(3才)

食 料 目	食 料 時 間	食 料		備 考
		自 産 物 類	買 入 物 類	
① 家 1 飯 2 ナレー 3 魚ノフライ 魚ハ卵ノ油 イタメ 4 ナンバー(キリーノ入 ツク(魚))	八 時	米 (外産ノコレーン) 卵 チリー・レモン	魚 魚 魚 魚	同ニハタピオカラユテ 魚ヲツケテ 食 ワトルコトアリ 同ニハブラチヤン(Belaokan)ヲツケテ ツクル。ブラチヤンハ魚ノスル
② 家 1 飯 2 ナレー 3 魚ノフライ (同ニハ卵ノ油イタメ)	二 時	米 青豆 豆 コハナツト ・ミルク クニ(Kun オ)ノチリー	魚 魚 魚 魚	ルンバ(魚) ブタイ(Petai) ジエリン(Ter- ing) 魚 椰子

0946

食 享 品 目	食 享 時 間	材 料		註
		自家調達材料	購入材料	
夕 食	九時三〇分			
3 飯		米		中ノトキノ野菜ハ購入サレルガ夕食ノ トキ使用スル野菜ハジャングルカラ採ツ タリ又ハ宅地カラトツテ用ヒル
2 コハナツト・ミルクヲ用 ヒテ造ツタカレー		南瓜ノ嫩枝(新芽) コハナツト・ミルク	鹽	
3 油デ焙ツタカレー		カンコン(Kamkon) ノ葉	鹽 椰子油 鹽魚	
4 サンパール(グリーンノ入ツ タモ副食物)		チリー タマリンド ノ實	鹽	
5 茶			茶	

0947

水田規模別耕作面積表

面積	耕作農家戸数	
	カユ・アラ	テナガ
無	10	8
0.5英反未満	2	2
0.5英反—1英反	23	36
1英反—1.5英反	45	30
1.5英反—2英反	19	14
2英反—3英反	11	13
3英反—5英反	4	6
5英反—10英反	1	0
計	115	109

註 (1) カユアラ

調査戸数 126 戸
 内訳
 馬來人戸数 115
 支那人戸数 10
 印度人戸数 1

支那人・印度人ハ水田耕作ヲ行ハザルタメ購米ス
 馬來人115戸ノ内農家ト看做シ得ルモノハ112戸ナリ

一戸當リ最大水田耕作面積 A R P
 5—2—15
 一戸當リ最小水田耕作面積 R P
 1—10

(2) テンガ

調査戸数
 内訳
 馬來人戸数 109
 支那人戸数 34
 印度人戸数 6

支那人・印度人ハ耕作ヲ行ハザルタメ購米ス
 馬來人109戸ノ内農家ト看做シ得ルモノハ103戸ナリ

(3) 馬來人ニシテ無耕作ナル者ハ俸給生活者小商人並ニ
 娘ニ耕作地ヲ譲リタル老婦ノ如キ者ヲ指ス

ゴム園ノ規模別所有面積表 (昭和十八年九月現在)

面積	ゴム園所有農 戸数	
	カユアラ	テナガ
1英反未満	8	0
1英反—1.5英反	10	0
1.5英反—2英反	9	0
2英反—2.5英反	6	0
2.5英反—3英反	1	0
3英反—3.5英反	5	0
3.5英反—4英反	0	2
4英反—4.5英反	6	5
4.5英反—5英反	4	4
5英反—6英反	2	9
6英反—7英反	0	5
7英反—8英反	3	3
8英反—9英反	1	0
9英反—10英反	2	0
10英反—15英反	1	2
15英反—20英反	2	0
20英反—50英反	1	0
50英反以上	0	2
總 戸 数	61	70

カンボン・カユアラ
 總戸数 126
 馬來人戸数 115
 一戸當り最大所有ゴム園面積 23.51 英反
 一戸當り最小所有ゴム園面積 0.25 英反

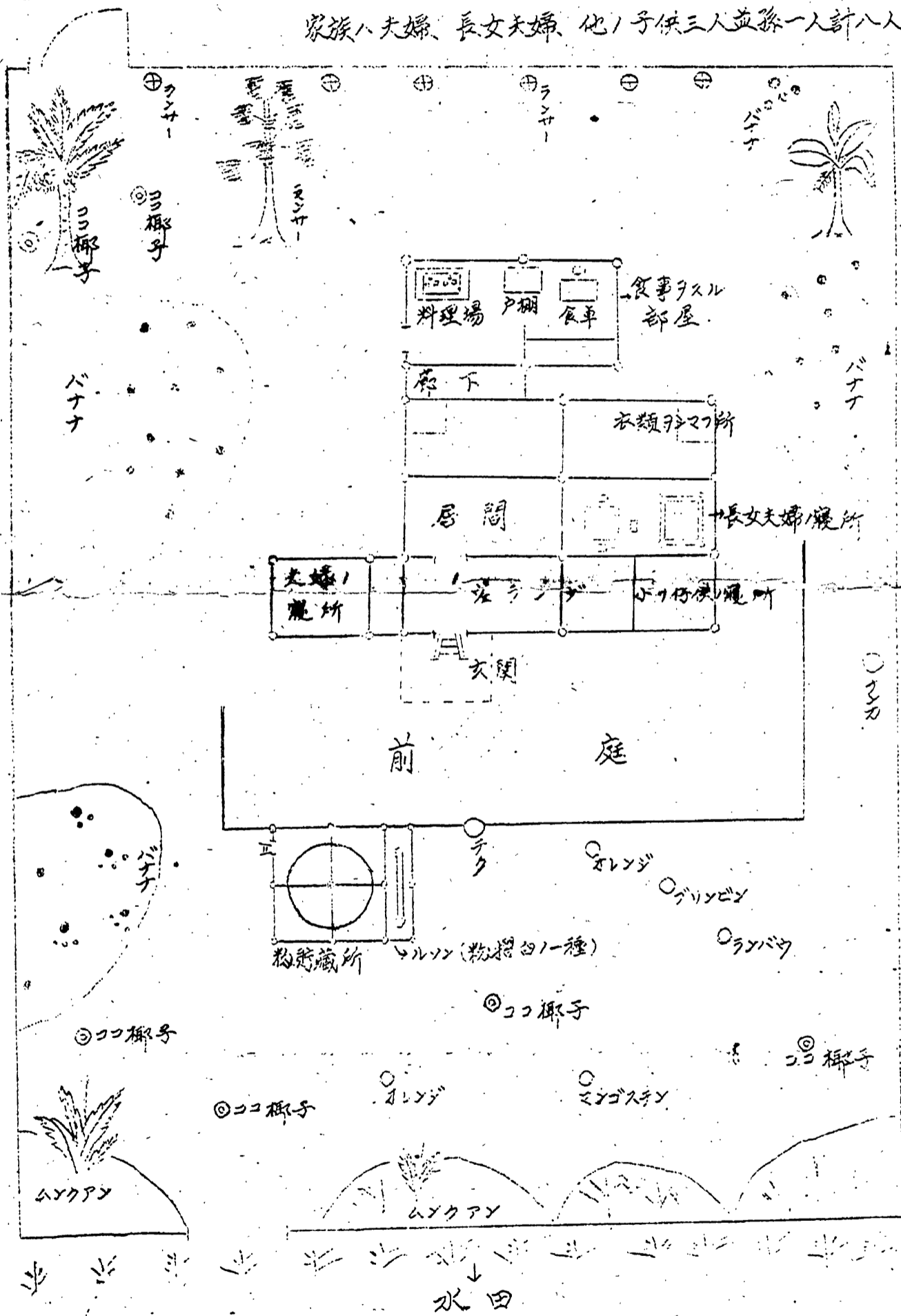
○
 カンボン・テナガ
 總戸数 149
 馬來人戸数 109
 一戸當り最大所有ゴム園面積 168 英反
 一戸當り最小所有ゴム園面積 0.5 英反

宅地の一例

(カシボソ、カス アラ)

註 宅地面積ハニルーツ

家族ハ夫婦、長女夫婦、他ノ子供三人並孫一人計八人



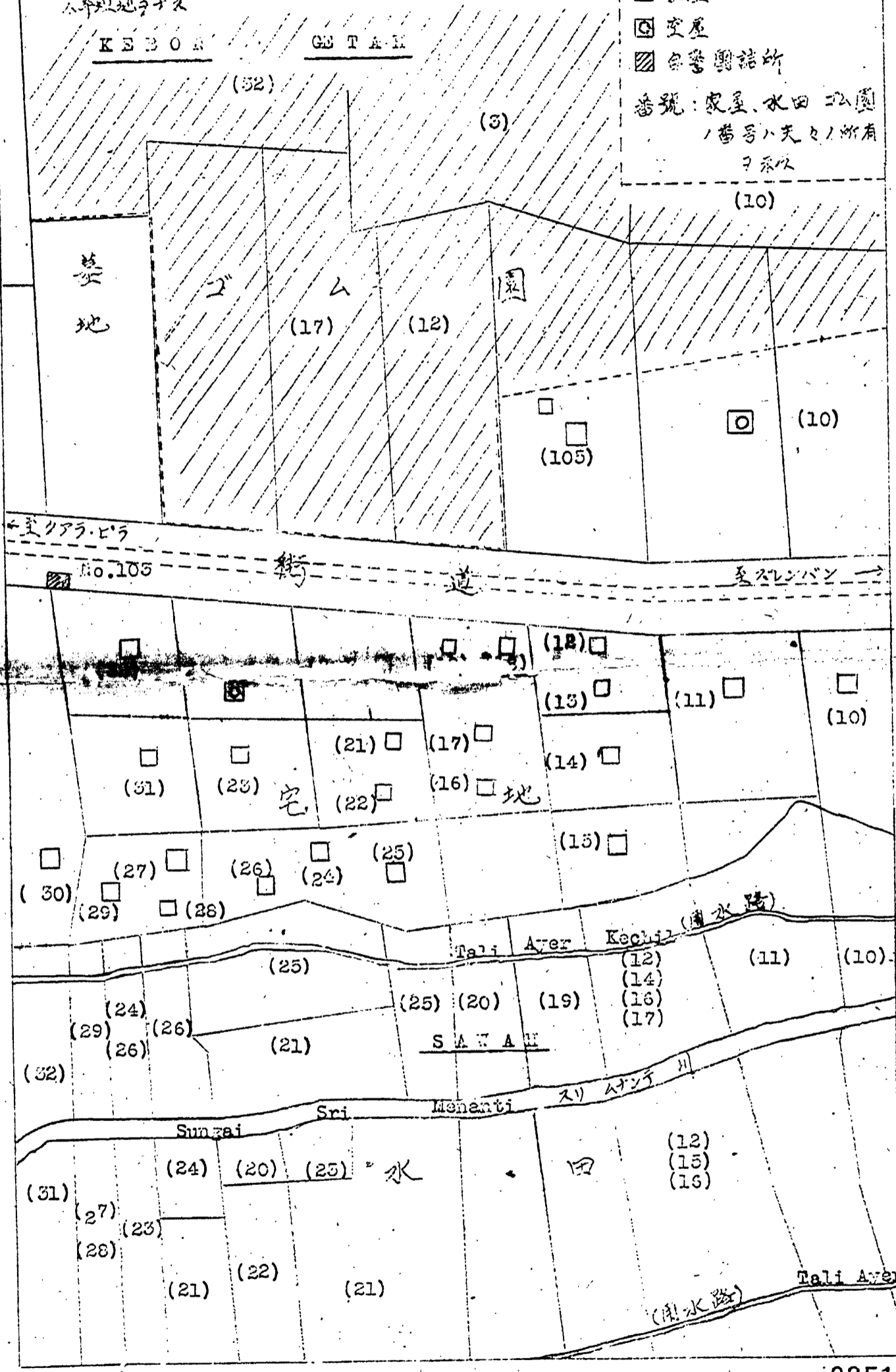
カボ、カアラの一部

註 街道ヲハサンテ上野
ハ下野地、下野
ハ下野地ヲナス

KEBOR

GETAH

- 家屋
 - ⊗ 交屋
 - ▨ 倉庫 園芸所
- 番號：家屋、水田、公園
ノ番号ハ夫々ノ所有
ヲ示ス



0951